

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	医療法人 光陽会 ハートケアいずみ訪問看護事業所
所在地	横浜市泉区和泉町 7315-7
事業者指定番号	1463690146
管理者名	内山 隆子
電話番号	045-306-0175
サービス提供地域	泉区、瀬谷区全域、戸塚区（鳥が丘・上矢部） 旭区（柏町南希望ヶ丘・中希望ヶ丘） 大和市（下和田・福田・渋谷）

2. 事業目的・運営方針等

医療法人 光陽会が設置するハートケアいずみ訪問看護事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

- ① 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図る。
- ② 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行う。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- ④ 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- ⑤ 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
- ⑥ 前⑤項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施する。

3. 営業日・営業時間

区分	平日	土日祭日
営業時間	9:00~17:00	休業

- 年末年始（12/30~1/3）は休祭日扱いとなります。
- 利用者様の身体状況や介護状況に応じて、24 時間対応もしております。
- 災害等で交通機関が停止した場合や、台風や荒天時等、または訪問担当職員のやむを得ない事情で、訪問ができない場合もあります。

4. サービスの方針、利用料等

◆ サービスの方針

主治医の指示のもと、ご利用者様の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、快適な在宅療養が継続できますよう支援いたします。

◆ サービスの中止（キャンセル）

- 利用者がサービスの利用予定日の変更、中止をする際にはすみやかにご連絡ください。
- 利用者の都合でサービスをキャンセルする場合は、利用日の前日までにご連絡ください。当日キャンセルの場合は、キャンセル料をお願いする事になりますので、ご了承ください。（ただし、利用者の体調の急変など、やむを得ない事情がある場合には、キャンセル料は不要です）

サービス利用日の前日	無料
サービス利用日	保険の利用者負担額

◆ 利用者負担金

- ① 介護保険適用の場合、利用者からいただく利用者負担金は、介護保険の法定利用料となります。
- ② 医療保険適用の場合は、別途その規定による費用になります。
- ③ 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります）
- ④ 利用者負担金は、翌月に口座振替、もしくは請求書による現金集金か振り込みとさせていただきます。

◆ サービス提供責任者

サービス提供の責任者は、次のとおりです。

サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏名 内山 隆子

連絡先 045-306-0175

訪問看護 料金表

令和6年6月1日現在

介護保険《要介護の方》		単位数	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問看護費(1回につき)					
所要時間 20分未満の場合		314	350	699	1,048
所要時間 30分未満の場合		471	524	1,048	1,572
所要時間 30分以上1時間未満の場合		823	916	1,831	2,746
所要時間 1時間以上1時間30分未満の場合		1,128	1,255	2,509	3,763
理学療法士等による訪問の場合		294	327	654	981
1日に2回を超えて訪問看護を行った場合(90%)		265	295	590	884
複数名訪問加算(Ⅰ) (複数看護師等)(1回につき)	30分未満	254	283	565	848
	30分以上	402	447	894	1,341
複数名訪問加算(Ⅱ) (看護師等+看護補助者)(1回につき)	30分未満	201	224	447	671
	30分以上	317	353	705	1,058
長時間訪問看護加算 (1回につき)	特別管理加算 該当者のみ	300	334	668	1,001
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)(1月につき)		600	668	1,335	2,002
特別管理加算 (1月につき)	(Ⅰ)※の方	500	556	1,112	1,668
	(Ⅱ)※以外の方	250	278	556	834
ターミナルケア加算(死亡月につき)		2,500	2,780	5,560	8,340
初回加算 (1月につき)	(Ⅰ)退院日	350	390	779	1,168
	(Ⅱ)退院日以外	300	334	668	1,001
退院時共同指導加算 1回(特別な管理を必要とする利用者は2回)に限り		600	668	1,335	2,002
早朝・夜間、深夜の場合	夜間(午後6時~午後10時)	所定単位数×25/100を加算			
	早朝(午前6時~午前8時)	所定単位数×25/100を加算			
	深夜(午後10時~午前6時)	所定単位数×50/100を加算			
同一敷地内建物等に居住する利用者の場合		所定単位数×90/100			

※ 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある利用者
気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある利用者

介護保険対象外自費サービス料金

交通費	当事業所の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、訪問するための交通費(実費)がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。通常の事業の実施地域を越えた所から、片道 1kmあたり 100円	実費
個人契約による訪問看護(30分毎)	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。	4,000円
死後の処置代	在宅で利用者様が亡くなった際に家族が死後の処置を希望した場合	20,000円

介護予防訪問看護 料金表

令和6年6月1日現在

介護保険《要支援の方》		単位数	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
介護予防訪問看護費（1回につき）					
所要時間 20 分未満の場合		303	337	674	1,011
所要時間 30 分未満の場合		451	502	1,003	1,505
所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合		794	883	1,766	2,649
所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合		1,090	1,212	2,424	3,636
理学療法士等による訪問の場合		284	316	632	948
1日に2回を超えて訪問看護を行った場合（50%）		142	158	316	474
複数名訪問加算（Ⅰ） （複数看護師等）（1回につき）	30分未満	254	283	565	848
	30分以上	402	447	894	1,341
複数名訪問加算（Ⅱ） （看護師等十看護補助者）（1回につき）	30分未満	201	224	447	671
	30分以上	317	353	705	1,058
長時間訪問看護加算 （1回につき）	特別管理加算 該当者のみ	300	334	668	1,001
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（1月につき）		600	668	1,335	2,002
特別管理加算（1月につき）	（Ⅰ）※の方	500	556	1,112	1,668
	（Ⅱ）※以外の方	250	278	556	834
初回加算（1月につき）	（Ⅰ）退院日	350	390	779	1,168
	（Ⅱ）退院日以外	300	334	668	1,001
退院時共同指導加算 1回（特別な管理を必要とする利用者は2回）に限り		600	668	1,335	2,002
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問について 指定介護予防看護の利用が12月を超える場合（1回につき）		-5	-6	-11	-17
早朝・夜間、深夜の場合	夜間（午後6時～午後10時）	所定単位数×25/100を加算			
	早朝（午前6時～午前8時）	所定単位数×25/100を加算			
	深夜（午後10時～午前6時）	所定単位数×50/100を加算			
同一敷地内建物等に居住する利用者の場合		所定単位数×90/100			

※ 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある利用者
気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある利用者

介護保険対象外自費サービス料金

交通費	当事業所の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、訪問するための交通費（実費）がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。通常の事業の実施地域を越えた所から、片道 1kmあたり 100円	実費
個人契約による訪問看護（30分毎）	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。	4,000円
死後の処置代	在宅で利用者様が亡くなった際に家族が死後の処置を希望した場合	20,000円

訪問看護 料金表

令和6年6月1日現在

医療保険《精神科以外》		料金 10割	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
基本利用料					
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3日目まで	5,550	555	1,110	1,665
	週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965
訪問看護管理療養費Ⅰ (1日につき)	月の初日	13,230	1,323	2,646	3,969
	月の2日目以降	3,000	300	600	900
夜間・早朝訪問看護加算 (1回につき)	夜間(午後6時～午後10時)	2,100	210	420	630
	早朝(午前6時～午前8時)				
深夜訪問看護加算 (1回につき)	深夜(午後10時～午前6時)	4,200	420	840	1,260
月に1回請求させて頂く加算					
<input type="checkbox"/> 訪問看護医療DX情報活用加算		50	5	10	15
<input type="checkbox"/> 訪問看護ベースアップ評価料		780	78	156	234
利用者の希望により算定					
<input type="checkbox"/> 24時間対応体制加算		6,800	680	1,360	2,040
該当する場合に請求させて頂く加算					
<input type="checkbox"/> 特別管理加算Ⅰ	(※1の方)	5,000	500	1,000	1,500
<input type="checkbox"/> 特別管理加算Ⅱ	(※1以外の方)	2,500	250	500	750
<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算	(状態に応じ月2回まで)	8,000	800	1,600	2,400
<input type="checkbox"/> 特別管理指導加算	※2	2,000	200	400	600
<input type="checkbox"/> 退院支援指導加算	(退院日に訪問した場合)	6,000	600	1,200	1,800
<input type="checkbox"/> 長時間退院支援指導加算		8,400	840	1,680	2,520
<input type="checkbox"/> 乳幼児加算	(※3の方)	1,800	180	360	540
	(※3以外の方)	1,300	130	260	390
その他加算					
難病等複数回訪問加算	(1日2回訪問)	4,500	450	900	1,350
	(1日3回以上訪問)	8,000	800	1,600	2,400
緊急訪問看護加算	(1日につき)	2,650	265	530	795
複数名訪問看護加算	(週1回まで) ※4	4,500	450	900	1,350
長時間訪問看護加算	(週1回まで) ※5	5,200	520	1,040	1,560
ターミナルケア療養費Ⅰ		25,000	2,500	5,000	7,500

医療保険対象外自費サービス料金

交通費	1回の訪問につき概ね片道2km未満	300円
	1回の訪問につき概ね片道2km以上	500円
営業日以外の訪問	訪問毎に	2,000円
個人契約による訪問看護	30分毎に	4,000円
死後の処置代	在宅で利用者様が亡くなった際に家族が死後の処置を希望した場合	20,000円

医療訪問看護利用料金 《精神科以外》 注釈

- ※1 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある利用者
気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある利用者

- ※2 特別管理指導加算：退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、特別管理加算が算定できる状態に該当する利用者について更に算定可能

- ※3 下記①～③の厚生労働大臣が定める者に該当する場合に算定可能
 - ①超重症児又は準超重症児
 - ②特掲診療料の施設基準等別表第七に該当する疾病等の小児
 - ③特掲診療料の施設基準等別表第八に該当する小児

- ※4 複数名訪問看護加算：下記のいずれかの基準を満たし、利用者や家族の同意を得て、同時に複数の看護師が1人の利用者に訪問看護を行った場合に算定
 - ①厚生労働大臣が定める疾病等の利用者
 - ②特別訪問看護指示期間中であり、指定訪問看護を受けている利用者
 - ③特別な管理を必要とする利用者
 - ④暴力行為、著しい迷惑行為、器物損壊行為等が認められる場合
 - ⑤利用者の身体的理由により1人の看護職員等による訪問看護が困難と認められる場合
 - ⑥その他利用者の状況等から判断して①から⑤のいずれかに準ずると認められる場合

- ※5 長時間訪問看護加算：長時間の訪問を要する利用者に対して、1回の指定訪問看護の時間が、90分を超えた場合は週1回（15歳未満の超重症児・準超重症児については週3回）算定
 - ①15歳未満の超重症児・準超重症児
 - ②特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている利用者
 - ③特別な管理を必要とする利用者

訪問看護 料金表

令和6年6月1日現在

医療保険≪精神科≫		料金 10割	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
基本利用料					
精神科基本療養費Ⅰ (1日につき)	(週3日目まで) 30分以上	5,550	555	1,110	1,665
	(週4日目以降) 30分以上	6,550	655	1,310	1,965
訪問看護管理療養費Ⅰ (1日につき)	月の初日	13,230	1,323	2,646	3,969
	月の2日目以降	3,000	300	600	900
夜間・早朝訪問看護加算 (1回につき)	夜間(午後6時～午後10時)	2,100	210	420	630
	早朝(午前6時～午前8時)				
深夜訪問看護加算 (1回につき)	深夜(午後10時～午前6時)	4,200	420	840	1,260
月に1回請求させて頂く加算					
<input type="checkbox"/> 訪問看護医療DX情報活用加算		50	5	10	15
<input type="checkbox"/> 訪問看護ベースアップ評価料		780	78	156	234
利用者の希望により算定					
<input type="checkbox"/> 24時間対応体制加算		6,800	680	1,360	2,040
該当する場合に請求させて頂く加算					
<input type="checkbox"/> 特別管理加算Ⅰ	(※1の方)	5,000	500	1,000	1,500
<input type="checkbox"/> 特別管理加算Ⅱ	(※1以外の方)	2,500	250	500	750
<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算	(状態に依り月2回まで)	8,000	800	1,600	2,400
<input type="checkbox"/> 特別管理指導加算	※2	2,000	200	400	600
<input type="checkbox"/> 退院支援指導加算	(退院日に訪問した場合)	6,000	600	1,200	1,800
<input type="checkbox"/> 長時間退院支援指導加算		8,400	840	1,680	2,520
その他加算					
精神科複数回訪問加算 ※3	(1日2回訪問)	4,500	450	900	1,350
	(1日3回以上訪問)	8,000	800	1,600	2,400
精神科緊急訪問看護加算	(1日につき)	2,650	265	530	795
複数名精神科訪問看護加算	(1日に1回)	4,500	450	900	1,350
長時間精神科訪問看護加算	※4	5,200	520	1,040	1,560
ターミナルケア療養費Ⅰ		25,000	2,500	5,000	7,500

医療保険対象外自費サービス料金

交通費	1回の訪問につき概ね片道2km未満	300円
	1回の訪問につき概ね片道2km以上	500円
営業日以外の訪問	訪問毎に	2,000円
個人契約による訪問看護	30分毎に	4,000円
死後の処置代	在宅で利用者様が亡くなった際に家族が死後の処置を希望した場合	20,000円

医療訪問看護利用料金 《精神科》 注釈

- ※1 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある利用者
気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある利用者

- ※2 特別管理指導加算：退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、特別管理加算が算定できる状態に該当する利用者について更に算定可能

- ※3 精神科複数回訪問加算：精神科重症患者早期集中支援管理料を算定する利用者に対して、連携医療機関の主治医の指示に基づき算定可能

- ※4 長時間精神訪問看護加算：長時間の訪問を要する利用者に対して、1回の指定訪問看護の時間が、90分を超えた場合は週1回（厚生労働大臣が定める者については週3回）算定
 - ①15歳未満の超重症児・準超重症児
 - ②特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている利用者
 - ③特別な管理を必要とする利用者

5. 事業所の職員体制

管理者	1名（看護師兼務）
サービス担当職員 事務職員	22名（看護師15名 セラピスト7名） 2名
職種	看護師 理学療法士 作業療法士 事務員

◎職員数は増減する事があります。

6. 通常の事業の実施地域

通常の事業実施地域は、横浜市泉区、瀬谷区全域、戸塚区(烏が丘・上矢部)、旭区（柏町南希望ヶ丘・中希望ヶ丘）、大和市（下和田・福田・渋谷）とします。

7. 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故、体調の急変等が生じた場合には、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所に連絡をします。

8. ハラスメントの防止

当事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

利用者又は家族によるスタッフに対する以下のハラスメント行為を禁止しております。次の禁止項目が判明した場合には、サービス提供ができなくなる可能性があります。

- ① サービスに必要ないことを強制的に行わせること。
- ② 看護職員等を見做すこと。
- ③ 故意に必要な情報や連絡事項を与えないこと。
- ④ 不必要に身体へ接触すること。
- ⑤ 容姿および身体上の特徴に関する不必要な発言・質問をすること。
- ⑥ 性的および身体上の事柄に関する不必要な発言・質問をすること。
- ⑦ 個人を中傷するうわさの流布および個人のプライバシーを侵害すること。
- ⑧ 交際・性的関係を強要すること。
- ⑨ わいせつ画像・動画の閲覧、配布、掲示をすること。
- ⑩ 身体的暴力行為を行うこと。
- ⑪ 人格を傷つける発言を行うこと。
- ⑫ 一方的に恫喝すること。
- ⑬ 私物を意図的に壊したり隠したりすること。
- ⑭ その他、前項に準ずる言動を行うこと。

9. 虐待の防止

事業者は、利用者への差別を禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する委員会を設置し、責任者の下虐待防止に必要な体制整備を行うと共に、職員に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

10. 相談窓口・苦情対応

◎サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所相談担当責任者 内山 隆子 電話 045-306-0175

◎公的機関においても、次の機関に苦情申し出ができます。

- 神奈川県国民健康保険団体連合会
(対応時間) 平日の午前8時30分～午後5時15分
※土、日、祝祭日、年末年始除く
☎ 0570-022110 (ナビダイヤル) ☎ 045-329-3447
- 各区役所 ※対応時間は、平日の午前9時～午後5時

泉区	高齢・障害支援課	045-800-2436
瀬谷区	高齢・障害支援課	045-367-5714
戸塚区	高齢・障害支援課	045-866-8452
旭区	高齢・障害支援課	045-954-6061
大和市		046-263-1111

1.1. 法人の概要

法人の名称	医療法人 光陽会
代表者名	篠崎 仁史
所在地	神奈川県横浜市磯子区磯子2丁目20番45号
電話番号	045-752-1212
業務の概要	<p>磯子中央病院 関東病院 横浜いずみ台病院 鎌倉ヒロ病院 横浜いずみ介護老人保健施設 横浜磯子介護老人保健施設 やすらぎ訪問看護ステーション ハートケアいずみ訪問介護事業所 ハートケア鎌倉訪問介護事業所 ハートケアいずみ居宅支援センター ハートケア鎌倉居宅介護支援センター ハートケア鎌倉サービスセンター ハートケアつくし ハートケア磯子 グループホームやすらぎ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 アットホームやすらぎ ハートケア鎌倉訪問看護ステーション 住宅型有料老人ホーム あっとほーむ希 住宅型有料老人ホーム あっとほーむ光 住宅型有料老人ホーム あっとほーむ鎌倉 住宅型有料老人ホーム あっとほーむ岡津 住宅型有料老人ホーム あっとほーむ鎌倉山 住宅型有料老人ホーム あっとほーむ広地</p>
事業所数	23